

国立病院機構 岩手病院 院内感染対策指針

独立行政法人国立病院機構岩手病院（以下「岩手病院」という。）は入院患者、その家族、外来患者、その家族、院内で働く全ての医療従事者を感染から守るため、感染予防と感染制御の対策を取り組むため、本指針を策定する。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在している事を前提にし、医療行為を行う際に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化する視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を伏せ持つと考えて対処する「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践し、あわせて感染経路別予防策を実施する。各部署においては、職員一人ひとりが院内感染対策の推進に真摯に取り組むとともに、病院全体として包括的に院内感染対策を行っていくものとする。また、院内感染が発生した事例については、速やかに評価、補足をして事例を発生させた感染対策システム上のシステムの不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

2. 院内感染対策の為の委員会、その他の医療機関内の組織に関する基本的事項

1) 院内感染防止対策委員会(ICC)

岩手病院で定める「岩手病院院内感染防止対策委員会規定」に基づき、各部門の構成員で組織する院内感染防止対策委員会（ICC）を設置する。同委員会は毎月1回定期的に会議を開催し、院内感染対策を講じる。緊急時は、臨時委員会を開催する。

2) 院内感染対策室

院内感染対策室は病院における院内感染症の実情を把握し、その発生・蔓延を防止する対策を適正に立案、実行、評価する。

3) 院内感染対策チーム (ICT)

ICTは、具体的な実践活動を行い、感染対策を行う事を目的として組織されている。また、各病棟にはリンクナースを配置し、リンクナース会やICTと連携を図り、感染対策を遂行する。

3. 院内感染対策の為に職員に対して行われる研修に関する基本方針

院内、全ての医療従事者の感染対策に対する意識向上を図るために、感染対策に関する研修を年2回業務態様に応じた職員に行うほか、必要に応じて研修を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

検査科より緑膿菌、MRSA、MDRP、ESBL、疥癬、インフルエンザウイルス、結核、その他当該部署にお知らせが必要な細菌等が検出された場合は、担当医師、当該看護師長（病棟看護師）、感染管理担当看護師長へ報告する。病院における発生状況をICT会議において依頼元別細菌検査検体数・検出状況を報告し、更にICCに提示する。必要があればICTが緊急の会議を開催し、改善策を立案し、職員への周知徹底を図る。

また、外部機関(JANIS、J-SIPHE等)におけるサーベイランス調査に協力する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

対策が必要な感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から ICT に速やかに報告する。また、緊急を要する感染症の発生時は、ただちに ICT、ICC へ報告し、ICT、ICC は緊急対策を講じるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当院の感染対策の理解と協力を得るために、本指針は各部署に設置し、患者及びその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

7. その他院内における院内感染対策

院内感染対策の推進のため、病院職員に対し「院内感染対策マニュアル」の周知徹底を図るとともに、必要に応じマニュアルは定期的に見直しを行い、改訂結果は病院従業者に周知徹底する。また病院従業者は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

(附 則)

1. 平成 19 年 6 月 1 日初版
2. 平成 19 年 9 月 1 日一部改訂
3. 平成 23 年 5 月 31 日一部改訂
4. 平成 27 年 10 月 1 日一部改訂
5. 令和 6 年 12 月 25 日一部改訂